小名浜動力プラント建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

- 1 総括的事項について
- (1) 燃料に含まれる重金属等の含有量の把握による燃料の品質管理及び施設の運転管理等を適切に行い、排出ガス等による環境への影響をできる限り低減するよう努めること。
- (2) 施設計画や工事計画等の事業計画の検討に当たり環境への影響の回避・低減に配慮した内容について、できる限り詳細かつ分かりやすく環境影響評価書に記載すること。
- (3) 本事業は、対象事業実施区域内の既設工場における設備の廃止に伴い行うものである ことから、予測及び評価にあたっては、更新前後の大気質、水質及び温室効果ガスの排 出諸元の変化並びにそれに伴う環境への影響の回避・低減策について、できる限り詳細 に示すこと。
- (4) 予測において使用した設定条件については、その妥当性を明らかにすること。
- (5) 環境保全措置については、その効果をできる限り具体的に環境影響評価書に記載する こと。また、環境保全措置の実施に当たっては、最新の技術、工法等を積極的に採用す る等して、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 工事中又は供用開始後に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合は、適切な対策を実施すること。
- (7) 今後、事業内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境へ影響を与えるおそれが ある場合は、環境への影響を予測及び評価した上で、必要な措置を講じること。
- 2 大気環境について
- (1) 対象事業実施区域周辺地域においては、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等に係る環境基準を達成していない状況にあることから、事業に伴うばい煙総排出量をできる限り低減するとともに、気象条件悪化時の予測を適切に行うこと。

(2) 建設機械の稼働に係る窒素酸化物については、住居等に近接している地点における予測結果が「整合を図ろうとしている基準」に近いレベルにあることから、工事の実施に当たっては、環境影響評価準備書に記載された環境保全措置を確実に実施するとともに、排出ガス対策型建設機械の採用などの環境保全措置を講じること。

3 水環境について

生物化学的酸素要求量(BOD)に係る水質の予測及び評価に当たっては、75%値を用いること。

4 廃棄物等について

廃棄物等については、排水処理に伴い発生する汚泥についても予測及び評価を行うこと。

5 その他

- (1) 上記1から4の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。
- (2) 環境影響評価書の記載に当たっては、上記1から4の内容を十分に踏まえたものとすること。